

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書、添付書類

提出部数	各1部
-------------	------------

受付期間: 随時

受付場所	番号	受付年月日
		年 月 日
農業委員会事務局		支所
(担当)		(課長) (担当)

[注意事項]

- 通知書及び解約書は、当事者の自筆での署名（記名の場合は押印）が必要です。
- 通知書及び解約書の提出等が、当事者者本人でない場合は委任状が必要です。
- 添付書類については裏面をご参照ください。
- 各機関発行の証明書類は発行から3ヶ月以内の物をご用意ください。
- 証明書類の原本還付をご希望の場合は、窓口に「原本」と「添付用の写し」の2点をご提出ください。
- 書類の確認に時間がかかりますので、提出の際は時間に余裕をもって窓口にお越しください。

[留意事項]

下記事項は、農地法等に定められており、この期間でないものは知事許可が必要となり、農業委員会への届出で処理ができません。

- ・ 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前6箇月以内に成立した合意であること。（合意成立日と土地引渡し日との関係）
- ・ 賃貸借の解約の通知は、賃貸借の解約の申入れをし、合意による解約をした日の翌日から起算して30日以内に行なうこと。（解約した日と通知書の日付の関係）

[申請者記入欄] 以下の項目を確認し、該当する方にチェック(✓)を付けてください。

1	申請地の相続登記は完了している	☐ はい	☐ いいえ
2	「土地の引き渡しの時期」が解約の合意成立日から6か月以内である	☐ はい	☐ いいえ
3	通知書の日付が、解約した日の翌日から30日以内である	☐ はい	☐ いいえ
連絡先	氏名	電話番号	備考

申請書・添付書類		発行 機関	チェック欄	
			申請者	事務局
1	農地法第18条第6項の規定による通知書	☆		
2	賃貸借権合意解約書	☆		
3	申請農地の登記事項証明書(発行から3ヶ月以内) ----- 下記にチェックした場合は登記事項証明書の提出は不要 ☐ デジタル行政推進法第11条に基づき、南丹市農業委員会が登記事項証明書を 取得することに同意します。	法務局		
4	貸借が設定されていることが確認できる書類 ----- ・農地法第3条の許可書の写し ・利用権設定申出書(農用地利用集積計画明細書)の写し など 紛失等の場合は賃貸借許可を受けた年月の聞き取り調査で確認します	—		
必要に応じて添付する書類				
ア	相続登記未了の場合 ----- 除籍・戸籍謄本等は相続人であることが確認できるものが必要。 ・名義人の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍謄本および戸籍の附票、住民票等	遺産分割協議書 又は 相続人代表者指定届(同意書)		
		相続関係図		
		除籍・戸籍謄本等		
イ	代理人が申請する場合	委任状		

- 発行機関が「☆」の様式は事務局にあります。また、ホームページにも掲載されています。

[申請記録(事務局記入用)]

[illegible]